

被災地におけるアスベスト大気濃度調査（第 13 次モニタリング）結果について
（平成 27 年 10 月 16 日時点）

- 環境省では、被災地における復旧復興工事等について、石綿の飛散の有無を確認するため、被災地において重点的に大気中のアスベスト濃度を測定する業務を行っている。平成 23～25 年度は青森県、岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県の 8 県で測定を行った。その後、福島県以外の 7 県から平成 25 年度末でがれき処理等がおおよそ完了すると報告を受けたために、平成 26 年度からは福島県での測定を行っている。（別紙：今年度の測定において、10 月 16 日までに測定結果の得られた 23 地点の結果）
- 地点 No. 17⑤（作業現場付近）においては、位相差顕微鏡法により総繊維数濃度が 1 本/L を超過したため、偏光顕微鏡法及び電子顕微鏡法による詳細な測定を実施した。

< 地点 No. 17 の詳細測定結果 >

地点 No.	測定値点 No.	測定箇所名称	位相差顕微鏡法	偏光顕微鏡法	電子顕微鏡法
			総繊維数濃度 [本/リットル]	アスベスト繊維数濃度 [本/リットル]	
17	①	敷地境界	検出下限値以下	/	/
	②	敷地境界			
	③	敷地境界			
	④	敷地境界			
	⑤	作業現場付近	17	10	アモサイト 90% クリソタイル 1% その他 9%

< 事実関係 >

- ・ 特定建築材料の使用はなく、石綿含有形成板（レベル 3）のみ使用されていた。
- ・ 敷地境界（4 地点）では、全て総繊維数で検出限界値以下。
- ・ 石綿含有形成板は水で湿潤してから取り外しており、除去作業は、適切に実施されていたと考えられる。その後、取り外した石綿含有形成板をフレコンバックに入れるためにやむを得ない破碎・切断を行った。その際、水による湿潤が十分でなかったことが原因と考えられる。

< 対応状況 >

- ・ やむを得ず石綿含有形成板を破碎する場合、十分に湿潤化を行う等、石綿飛散防止対策を徹底するよう受注者を含めて解体業者に指導。

